専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年11月27日提出

大磯町長 中 﨑 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 10 月 21 日

大磯町長 中 崎 久 雄

(理由)

被害者に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する 時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 1,354,250円
- 2 賠償の相手方
 住 所

 氏 名
- 3 事故の概要 平成 26 年 6 月 11 日に被害者が自宅に入る際、町道幹線 21 号線の歩 道上で足を滑らせ転倒し、左足を骨折した。